

## 荒川区東尾久七丁目地域ダイオキシン類土壤汚染対策計画（素案）

### 1 対策計画の内容

#### (1) 対策事業

覆土又は舗装工事による対策を行う。

※ 当該対策を採用すべき理由は、以下のとおりである。

- ダイオキシン類の摂取経路を遮断できること
- 対策実施の際にも汚染土壤の搬出や移動を伴わず、対策実施後も当分の間、掘削の予定がないことから、ダイオキシン類の飛散防止対策を行う必要性が最も低い対策であること
- 公園や運動場の全面利用を最も早く実現できる対策であること  
＜荒川区長からの対策地域指定の要請文（抜粋）＞  
都立尾久の原公園及び東尾久運動場多目的広場を利用している住民等から、早期の全面開放を強く求める意見が届いており、区としても適正かつ早急な対策を実施されるよう強く要望いたします。

#### (2) 対策事業後の措置（リスク管理）

汚染土壤が地下に残ることから、対策の効果を維持するため、対策事業後の措置（リスク管理）が必要

- ア 掘削の制限
- イ 日常点検
- ウ 事故・災害等における緊急措置
- エ 上記ア～ウについては、各管理者においてマニュアルを作成
- オ 環境調査（大気モニタリング等）

※ 上記ア～オは、過去に当該対策を実施した事例である北区豊島五丁目地域の対策計画中の項目を参照した。

### 2 対策事業費

施工方法により幅があるが、1～2億円程度（詳細は検討中）

※ 北区豊島五丁目地域の対策事業に係る工事単価を参照した。

### 3 その他関連事項

対策地域以外の表層土壤調査区画についても、地歴が同じであり、下層部分に汚染土壤が存在する可能性があることから、リスク管理が必要

#### 【参考】

対策地域内における重金属等の含有量基準超過に対しても、当該対策によって摂取経路の遮断が可能

ダイオキシン類の基準超過がなく、重金属等の含有量のみ基準超過の区画（対策地域と同じく現在閉鎖中）についてもダイオキシン類対策とともに対策することが適切